



自転車に乗るときは、

ヘルメット

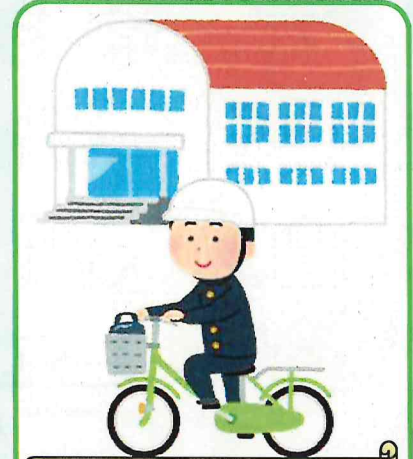
を着用しましょう。



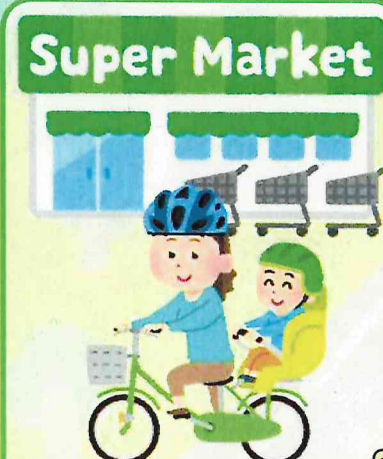
遊びに行くときも



習い事に行くときも



部活動に行くときも



買い物に行くときも



仕事に行くときも



ヘルメットの着用は、令和5年4月から、法律で、すべての利用者の努力義務となりました。

道路交通法 第63条の11

第1項 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



新座市教育委員会



じてんしゃの
自転車に乗るときは、



ヘルメットを



ちやくよう
着用しましょう。



ヘルメットの着用は、令和5年4月から、法律で、
すべての利用者の努力義務となりました。



ヘルメットの正しいかぶりかた

- ◆サイズが合っているものを選びましょう。
- ◆正面から見て、眉毛の上になるように、地面と平行にかぶりましょう。
- ◆あごひもを締めましょう。



新座市教育委員会